

○釧路市生涯学習センター条例施行規則

平成17年10月11日

釧路市教育委員会規則第41号

改正 平成19年3月29日教育委員会規則第8号

平成21年3月31日教育委員会規則第5号

平成23年3月30日教育委員会規則第12号

平成26年3月27日教育委員会規則第1号

平成26年5月30日教育委員会規則第7号

平成29年3月29日教育委員会規則第5号

平成29年5月30日教育委員会規則第9号

平成31年3月4日教育委員会規則第11号

令和元年7月23日教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、釧路市生涯学習センター条例（平成17年釧路市条例第259号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等)

第2条 釧路市生涯学習センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、釧路市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、これらを変更することができる。

(1) 開館時間 午前9時から午後10時まで

(2) 休館日 月曜日、1月1日から1月3日までの日及び12月29日から12月31日までの日

(使用の承認等)

第3条 条例第4条第1項の規定により施設の使用の承認を受けようとする者（以下「使用申込者」という。）は、使用しようとする日（連続して2日以上使用しようとするときは、その最初の日とする。以下「使用日」という。）の10日前までに使用申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、特別な理由があると認めたときは、前項に規定する期間にかかわらず、使用の申請を受け付けることができる。

- 3 教育委員会は、施設の使用を承認したときは、使用承認書を交付するものとする。
- 4 前項の規定により使用承認書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）が、施設の使用を中止し、又は変更しようとするときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

（使用承認期間）

第4条 教育委員会は、使用申込者が、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を超えて連続して使用しようとする場合は、使用の承認をしない。

- (1) 大ホール 5日
- (2) 市民展示ホール 10日
- (3) 多目的ホール 6日
- (4) その他の施設 3日

2 教育委員会は、前項第4号の施設について、同項第1号から第3号までの施設（以下「大ホール等」という。）と併用する場合に限り、当該各号に掲げる期間の使用を承認することができる。

3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、これらの期間を超えて使用の承認をすることができる。

（使用时间）

第5条 使用者が施設を使用できる時間は、使用承認を受けた時間内とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

（使用承認書の携帯）

第6条 使用者は、使用の際、使用承認書を携帯し、係員から要求があったときは、これを提示しなければならない。

（割増使用料）

第7条 条例別表備考第4項に規定する規則で定める額は5,000円を超える額とし、規則で定める率は次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる率とする。

- (1) 5,000円を超え7,000円以下のとき 100分の50
- (2) 7,000円を超え10,000円以下のとき 100分の80
- (3) 10,000円を超えるとき 100分の100

2 条例別表備考第4項に規定する規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 大ホール等以外の施設を使用する場合
- (2) 条例第6条第1項ただし書に掲げるもの（以下「釧路市等」という。）と共催して条例第3条の事業を行う場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた場合  
(附属設備の使用料)

第8条 条例別表備考第5項に規定する附属設備の使用料は、別表のとおりとする。  
(使用料の減免)

第9条 条例第6条第2項の規定により使用料を減免する場合は、次のとおりとする。

- (1) 釧路市等と共催して条例第3条の事業を行う場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた場合

2 使用料の減免を受けようとする者は、使用の申請の際に減免申請書を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(使用料の後納)

第10条 条例第6条第3項ただし書の規定により使用料の後納をすることができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 使用者が使用を開始した後、やむを得ない事情により、当該使用時間を超えた時間区分の使用承認を受けた場合において、その使用料を納付する場合
- (2) 官公署等の使用に係る使用料を納付する場合  
(施設の使用中止等の場合の使用料の還付)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第7条ただし書の規定により、当該各号に定める額を還付する。

- (1) 大ホール等の使用に係る場合で、使用日の30日前までに使用中止の届出があったとき 既納使用料の30パーセントに相当する額
- (2) 大ホール等以外の施設の使用に係る場合で、使用日の10日前までに使用中止の届出があったとき 既納使用料の30パーセントに相当する額
- (3) 天災その他使用者の責めに帰さない理由により、施設の使用ができなくなった場合 既納使用料の全額

2 使用料の還付を受けようとする者は、還付申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(施設の使用変更の場合の使用料の調整)

第12条 施設の使用を変更した場合における使用料の調整は、変更後の使用料の額と変更前の使用料の額との差額を還付し、又は追徴することにより行うものとする。

(特別の設備等の承認)

第13条 条例第9条の規定により特別の設備等の承認を受けようとする者は、使用の申請の際に特別設備等申請書を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(使用後の点検)

第14条 使用者は、施設の使用を終わったときは、直ちに係員に届け出て、点検を受けなければならない。

(責任者の設置)

第15条 使用者は、施設の使用に当たっては、責任者を定め、教育委員会に届け出なければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の日の前日までに、合併前の釧路市生涯学習センター条例施行規則(平成10年釧路市教育委員会規則第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月29日教育委員会規則第8号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日教育委員会規則第5号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日教育委員会規則第12号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月27日教育委員会規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の附属設備の使用に係る使用料であって、施行日以後に支払を受けるべきものについて適用し、施行日前の附属設備の使用に係る使用料又は施行日前に支払を受けるべき使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年5月30日教育委員会規則第7号）

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日教育委員会規則第5号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月30日教育委員会規則第9号）抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月4日教育委員会規則第11号）

改正 令和元年7月23日教育委員会規則第1号

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の附属設備の使用に係る使用料であって、施行日以後に支払を受けるべきものについて適用し、施行日前の附属設備の使用に係る使用料又は施行日前に支払を受けるべき使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月23日教育委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

1 大ホール

(1) 舞台設備

設備名	単位	規格	使用料 (1区分)
-----	----	----	--------------

反射板装置	一式		円 4, 180
所作台	一式	3×12尺 31台	5, 560
花道用所作台	一式	3台	690
平台	1台	6×6 4×6尺他	130
開閉脚	1脚		70
箱馬	1個		70
松羽目	1枚	ドロップ	1, 110
竹羽目	一式		1, 400
金屏風	1双	8尺×6曲	1, 110
銀屏風	1双	8尺×6曲	1, 110
鳥の子屏風	1双	8尺×6曲	1, 110
紗幕	1枚	10間×4. 4間	690
地がすり	1枚	10間×5. 5間	1, 110
もうせん	1枚	1間×2間	280
めくり台	1台		130
演台	1台		690
司会者台	1台		410
黒板	1台	900×1, 800mm	280
上敷	1本	3尺×10間他	130
指揮者台	一式		280
指揮者譜面台			
楽員用譜面台	1台		70
譜面灯	1灯		70
スタインウェイグランドピアノ	1台	調律別	11, 130
大太鼓	1組	D=2尺	690
コントラバス椅子	1脚		210
長座布団	1枚	540×1, 800mm	130

高座用座布団	1枚	720×720mm	130
--------	----	-----------	-----

(2) 照明設備

設備名	単位	規格	使用料 (1区分)
			円
フットライト	1列	60w 90灯	1,530
花道用フットライト	1列	60w 30灯	410
ボーダーライト	1列	200w 80灯	2,090
サスペンションライト	1台	1kw 72台	240
プロセニウムサスペンションライト	1台	1kw 24台	240
アッパーホリゾンライト	1列	500w 72灯	2,090
ローアホリゾンライト	1列	300w 80灯	1,680
シーリングスポットライト	1台	1kw 36台	240
フロントサイドスポットライト	一式	1kw 24台	5,560
センターピンスポットライト	1台	1kw (クセノン)	1,110
天板ライト	一式	500w 44灯	2,090
スポットライトA	1台	500w	130
スポットライトB	1台	650w	210
スポットライトC	1台	1kw	240
パーライト	1台	1kw	350
ソースフォーエリスポットライト	1台		240
ミラーボール	1台	450φ	410
芯なしマシーン	1台		410
スライドキャリア	1台		410
ドライアイスマシーン	1台		1,400

エフェクトマシーン	1台		410
先玉	1個		130
種板	1枚		130
スタンド	1台		70

(3) 音響設備

設備名	単位	規格	使用料 (1区分)
			円
オープンデッキ	1台		1,110
レコードプレーヤー	1台		690
CDプレーヤー	1台		690
CDレコーダー	1台		1,110
MDプレーヤー	1台		690
カセットデッキ	1台		690
ワイヤレス受信器	1台		690
3点つりマイク装置	1台		1,110
エレベーターマイク装置	1本		1,110
ダイナミックマイクロフォン	1本		560
コンデンサーマイクロフォン	1本		690
ワイヤレスマイクロフォン	1本	ピン、ハンド	690
マイクスタンド	1本		70
アナウンスボックス	1台		130
ダイレクトボックス	1台		130
デジタルリバーブ	1台		690

(4) 映写設備

設備名	単位	規格	使用料 (1区分)

16ミリ映写機	1台	1.6kw (クセノン)	2,090	円
スライド映写機	1台	750w (クセノン)	1,400	
スクリーン	1張		1,400	
プロジェクター	一式	2,000ルーメン	2,090	

## 2 市民展示ホールA・B

設備名	単位	規格	使用料 (1区分)	円
カセットデッキ	1台		690	
CDプレーヤー	1台		690	

## 3 多目的ホール

設備名	単位	規格	使用料 (1時間)	円
照明セット	一式	サイドスポット	130	
移動ステージ	1台		130	
電動スクリーン	1張		130	
ミラーボール	1台	ライト付	130	
センターピンスポットライト	1台	500w	280	
スライド映写機	1台	750w	410	
カセットデッキ	1台		280	
CDプレーヤー	1台		280	
ダイナミックマイク	1本		130	
ワイヤレスマイク	1本		130	

## 4 特別会議室

設備名	単位	規格	使用料 (1時間)

			円
ワイヤレスマイク	1本		130
ダイナミックマイク	1本		130
電動スクリーン	1張		70

#### 5 会議室1・2、学習室

設備名	単位	規格	使用料 (1時間)
			円
ワイヤレスマイク	1本		130
ダイナミックマイク	1本		130
VTR	一式	モニター・VTRデッキ	280

#### 6 音楽スタジオ

設備名	単位	規格	使用料 (1時間)
			円
グランドピアノ	1台		350
電子オルガン	1台		280
ドラムセット	一式		280
カラオケセット	一式		280

#### 7 窯類

設備名	単位	規格	使用料 (1回)
			円
陶芸窯 (本焼)	1台	2.5kw	6,970
陶芸窯 (素焼)	1台	2.5kw	4,180
陶芸窯 (本焼)	1台	1.5kw	4,180
陶芸窯 (素焼)	1台	1.5kw	2,790
陶芸窯 (本焼)	1台	8kw	1,400
陶芸窯 (素焼)	1台	8kw	970

七宝窯	1台	1.5kw	1,400
-----	----	-------	-------

#### 8 ハイビジョンシアター

設備名	単位	規格	使用料 (1時間)
			円
プロジェクター	一式		410
スライド映写機	1台	250w (ハロゲン)	130
カセットデッキ	1台		280
CDプレーヤー	1台		280
講演卓マイク	1本		130
ワイヤレスマイク	1本		130

#### 9 アートスタジオ

設備名	単位	規格	使用料 (1時間)
			円
VTR	一式	モニター・VTRデッキ	280

#### 10 共通

設備名	単位	規格	使用料 (1時間)
			円
ポータブルワイヤレスアン プ	一式	マイク2本付	280
OHP	1台		130
スライド映写機	1台		130
展示パネル	1組		(1日)70
移動用スクリーン	1張		70
VTR	一式	モニター・VTRデッキ	280
プロジェクター	一式	1,200ルーメン	690
DVDプレーヤー	一式		280

## 備考

- 1 大ホール等に係る附属設備の使用料については、条例別表に規定する各単位（その他の時間の単位を除く。）をもってそれぞれ1区分として算出する。
- 2 大ホールの持込電気器具に係る使用料は、1回の消費電力量の総計が1Kwにつき130円とする。
- 3 この表に掲げるもの以外の附属設備の使用料については、類似する附属設備の使用料に準じて算定した額とする。